

令和4年度 長井市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

人口減少と少子高齢化、小世帯化の進行等の社会構造の変化が進み、社会的に孤立し支援を必要とする高齢者、生活困窮者の増加、老々介護などさまざまな生活課題を抱える方が増加しております。更には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人と人との社会的距離の保持（ソーシャルディスタンス）や接触する機会などを減らすことが求められ、社会活動や経済活動の制限をはじめ、日常的な人々のふれあいまでも遠ざけることとなっています。

このような状況下、人と人、人と地域がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが始まっております。

長井市社会福祉協議会では、市と共同で作成した「第3期長井市地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）」に基づき、引き続き「ささえあう 心をつなぐ ふくしのまち ながい」の実現に向け、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

今年度事業につきましても、新型コロナウイルス感染症流行の収束時期が未だ見えない中、引き続き、感染予防と感染拡大防止策を講じ、事業執行に努めてまいります。

以下は、本年度の重点事業となります。

1. 生活困窮者自立支援事業の充実

生活困窮者の自立を目的に、相談者が利用しやすい相談体制づくりと利用拡大を図り、相談者に応じた個別かつ継続的な情報提供や助言等を行います。

2. ボランティア人材の育成

ボランティアへの関心を高め、活動へのきっかけづくりや実践者の育成を図るため、情報交換会、講座の実施、外部講座への参加支援を行います。

3. ボランティアコーディネートの促進

ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア登録及び活動のコーディネートを進め、ボランティア活動の活性化を図ります。

地域福祉活動計画に関する事業

基本目標1 市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり

1-1 もっと健康！ずっと健康！

1-1(1) 広報・啓発活動

1-1(1)① 社協だよりの発行

社協活動の計画・報告、福祉サービスの周知、ボランティア情報・福祉イベントなどの情報提供を行い、福祉の啓発に努めます。また、市広報や新聞、おらんだラジオ等を活用し、広く情報提供を行い福祉事業への参加促進を図ります。

- ・発行 年4回 A4版 6ページ
- ・部数 10,000部
- ・配布先 全戸配布

1-1(1)② ホームページの運営

社協ホームページ「長井の福祉情報サイト“ながいふくしランド”」により最新の福祉・ボランティア・相談支援などの情報を提供するとともに、福祉活動の啓発、参加促進を図ります。

- ・社協ホームページの更新 随時

1-2 地域包括ケアシステムの構築、深化

1-2(1) 広報・啓発活動

1-2(1)① 福祉講座・福祉学習

福祉・ボランティア活動の理解促進、活動のきっかけづくりとして地域・団体の集まり等で福祉講座を実施し、福祉の情報提供を行います。

- ・地域福祉について ・ボランティア活動について ・認知症について ・介護保険制度について ・福祉疑似体験 ・バリアフリー講座 ・介護予防レクリエーション ・福祉手品 ・福祉スポーツ体験 など
- ・講座実施数見込み 30ヵ所(900名)

1-2(1)② ふれあい福祉まつり

福祉・ボランティアに関する講座、研修会などを中心としたイベントを開催し、福祉・ボランティア活動の理解促進に努めます。感染症の感染状況等を踏まえ、内容を検討し実施します。

1-2(2) 集いの場、支えあい活動の発掘・支援

1-2(2)① ささえあい事業

構成員が5人以上の地域団体(ボランティア団体)などを対象に、地域での交流の場づくり、ささえあいの活動を支援していくため、助成金制度と活動支援を実施します。

- ・活動費補助金 1団体 活動費上限 40,000円/年
- ・備品購入費 支出合計額の3/4(20,000円上限)

1-2(2)② 老人福祉センター運営

高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション及び各種相談の拠点施設として活用いただきます。

- ・開館日 12月29日～1月3日を除く毎日
- ・使用時間 9時30分～16時
- ・入浴設備 月・水・金の11時～15時30分
- ・利用見込み 4,000人/年

1-2(3) ボランティア活動の普及・支援

1-2(3)① ボランティアの情報発信

社協だより、ホームページ等を活用し、ボランティアをしたい人やしてほしい人に常に情報が届くよう、情報発信に努めます。

- ・社協だよりへのボランティア情報掲載 年4回
- ・ホームページでのボランティア情報発信 随時
- ・ボランティア情報メールの配信(希望者) 随時

1-2(3)② ボランティア人材の育成(重点)

ボランティアへの関心を高めるとともに、活動へのきっかけづくりや実践者の育成を図るため、各種ボランティア講座の実施、外部講座への参加支援を行います。

- ・ボランティア研修、情報交換会 年1回(新規)
- ・小中高生ボランティアスクール 年2回
- ・ボランティア体験作文事業 年1回

1-2(3)③ ボランティア活動団体支援

ボランティア活動を行う団体に対し、活動の促進を目的に助成金制度と活動支援を実施します。

- ・活動費補助金 1団体 活動費上限 40,000円/年
- ・備品購入費 支出合計額の3/4(20,000円上限)

1-2(3)④ ボランティアコーディネートの促進(重点)

ボランティア登録・派遣制度により、ボランティア登録及びボランティア活動のコーディネートを促進していきます。

ボランティアコーディネーターを配置し、活動のアドバイスやていねいなコーディネートによりボランティア活動の活性化を図ります。

- ・ボランティア登録数見込み 100団体・個人
- ・ボランティアコーディネーター数見込み 700人/年

1-2(3)⑤ ボランティアセンター運営委員会の開催

ボランティアセンター運営委員会を設置し、委員からボランティアセンターの活動についての意見、活動への参加協力をいただき、ボランティアセンターの活動促進を図ります。

- ・ボランティアセンター運営委員会の開催 2回/年

1-2(4) 総合相談事業

1-2(4)① 総合相談事業

老人福祉センターを拠点とし、常時、生活上の困りごとの相談を総合的に受け付け、必要に応じ専門相談までのつなぎを行います。市民の方が身近に利用しやすい相談体制づくりと利用拡大を図ります。

- ①老人福祉センターでの職員による相談受付(常時)
- ②専門相談の充実(弁護士相談)
- ③相談員研修会の開催(年1回)
- ④心配ごと相談日(毎月最終木曜日)
- ⑤民生委員との連携・ニーズ把握

1-2(4)② 生活困窮者自立支援事業(重点)

生活困窮者の自立を目的に対象者からの相談に応じ、個別のかつ継続的に必要な情報の提供や助言等を行います。

生活困窮者の自立の尊厳の確保と生活困窮者支援を通じた地域づくりを行います。

- ・支援継続件数見込み 24件/年

1-3 地域生活を支援する障がい者福祉の充実

1-3(1) 交流の場の支援

1-3(1)① 福祉サービスの理解促進にむけた支援

福祉サービスの利用促進をはかるために、当事者団体等と連携を図りながら研修会、座談会を開催します。

- ・研修会等の実施 2回/年

1-3(1)② 身体に障がいのある若い方の集まりの場(ピアカフェ)の実施

身体に障がいのある若者のサロン(ピアカフェ)の実施などを行い、新たな集まりの場づくりと福祉ニーズの把握に努めます。

- ・ピアカフェ実施 1回/年

1-3(2) バリアフリーの理解促進活動

1-3(2)① バリアフリーの理解促進

「長井バリアフリーマップ」「長井バリアフリーブック」を活用し、バリアフリーへの理解促進を図ります。

1-4 地域における生活支援の充実

1-4(1) 生活困窮者相談支援

1-4(1)① 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯の生活安定や在宅福祉及び社会参加の促進を図るために、世帯単位への貸付を行います。

- ・貸付見込み

通常の貸付制度 9件 8,700,000円

(総合支援資金1件300,000円、福祉資金4件400,000円、教育支援資金4件8,000,000円)

1-4(1)② たすけあい資金貸付事業

低所得世帯の生活つなぎ資金として5万円を限度として貸付を行うとともに、支援が必要な世帯については継続的な相談支援を行います。

- ・貸付見込み 30件 1,250,000円

1-4(1)③ フードバンク活動の実施

フードバンクについて周知を図り、ご協力いただいた寄附食料を生活困窮者相談窓口を通じて提供し活用します。

- ・提供件数見込み 300件/年

1-5 相談、支援体制の充実と権利擁護の推進

1-5(1) 福祉サービス利用援助事業

1-5(1)① 福祉サービス利用援助事業

認知症等高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方等に対して、福祉サービスの相談援助や日常的な金銭管理などの援助を行い、地域で安心した生活が営めるよう支援します。

- ・援助継続件数見込み 37件

1-6 地域ぐるみの防災体制の充実

1-6(1) 広報・啓発活動

1-6(1)① 災害ボランティアセンター連絡会・訓練の実施

大規模災害時に迅速に対応するため災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、関係機関と連携を図りながら訓練の実施と情報の発信、協力者の拡大を図ります。

- ・災害ボランティアセンター連絡会 1回/年
- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練(市総合防災訓練時) 1回/年
- ・災害ボランティアセンター研修会 1回/年

基本目標2 安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり

2-1 子育てに安心とゆとりをもてる支援

2-1(1) 地域の子育て活動の支援

2-1(1)① こども食堂の立上げ、運営支援

子ども食堂などの地域での子育て支援活動の立上げや継続にむけ、関係機関とのつなぎや情報提供、専門的アドバイスにより支援していきます。

- ・子ども食堂(虹のひろば(社協実施)) 実施予定 12回/年

2-2 地域で子育てを支えるまちづくり

2-2(1) 地域交流の推進

2-2(1)① はなぞの保育園

地域との交流活動を継続していきます。
1回/年

2-2(1)② 致芳児童センター・伊佐沢児童センター・豊田児童センター 平野児童センター・中央児童センター

地域との交流活動を継続していきます。
1回/年

2-2(1)③ 市内保育所等への地域交流活動助成

地域との交流活動継続支援として、市内保育所等への活動助成を実施します。
2件/年

基本目標3 我が事・丸ごとの地域づくり

3-1 未来へと命をつなぐ地域づくり

3-1(1) 地域福祉活動研修

3-1(1)① 地域福祉活動の人材づくり研修

地域や福祉に関心を持ち、地域活動及びボランティア活動を推進する人材育成を行うため、他事業と連携を図りながら、各世代や団体等への研修を実施します。

- ・人材づくり研修、各種福祉研修の開催支援

3-2 地域による「共助」の充実

3-2(1) 福祉活動拠点への支援

3-2(1)① コミュニティセンターの福祉活動支援

各地区の地域福祉拠点の活動や新たな地域福祉活動の立上げ、運営に対し、福祉サービスや活用できるメニューの情報提供、活動支援を行います。

地域福祉活動計画以外の事業

4-1 介護事業

4-1(1) 居宅介護支援事業

心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者及び家族の意向を尊重し、状態に適した居宅サービス計画を作成し、多様な事業者から総合的かつ効果的な福祉サービスが利用できるように連絡調整、紹介等を行います。

- ・介護支援専門員 4名
- ・居宅介護支援利用数見込み 110件/月
- ・介護予防居宅介護支援利用数見込み 8件/月

4-1(2) 訪問介護事業

要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適正な介護計画を作成し、身体介護、生活援助等のサービス提供を行います。

- ・常勤訪問介護員 2名
- ・登録訪問介護員 9名
- ・訪問介護利用者数見込み 31件/月
- ・介護予防・日常生活支援総合事業 利用者数見込み 10件/月

4-1(3) 障害者等居宅介護事業

障がいのある方の心身の状況に応じて自立した生活が営めるよう、身体の介護及び家事の援助等、日常生活の支援を図ります。

- ・障害者等居宅介護利用者数見込み 10件/月

4-1(4) 介護保険・障害者総合支援以外の介護事業

要介護者等で日常生活を送る上で支障のある高齢者等に対し、介護保険適用外の家事の援助、院内介助等のサービス提供を行い、自立した生活を送る支援を図ります。

- 介護保険適用外日常生活援助事業
- ・利用者数見込み 2名/月

4-2障がい福祉サービス事業

4-2(1)せせらぎの家の経営

就労継続支援B型事業所として、障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、作業訓練及び日常生活上の支援を通し、健康で明るく生きがいのある生活を送ることができるよう、利用者の意向と心身の状況、生活環境を踏まえて、個別支援計画に基づく適切なサービスの提供充実に努めます。安定的な施設経営を目指し、経営改善検討により今後求められるサービスの検討や事業の見直しを行い、利用者が安心して利用できる施設づくりに努めます。

- ・利用者数見込み 51名/月

4-3保育・子育て支援事業

4-3(1)①はなぞの保育園経営

地域の保育ニーズに応え、心身共に健やかに育つための環境づくりと共に、児童福祉の理念を保育の基本とし子どもの人権を尊重しながら、安心でき信頼される保育園を目指し取り組みます。

- ・入所定員 120名(4/1入所予定人数115名)
- ・受入年齢 4か月～5歳児

4-3(1)②病児保育施設「みつばちルーム」の実施

市委託事業として病気となった子どもの受け入れを行い、保育を行います。

- ・入所定員 3名(事前登録制)
- ・受入年齢 生後6か月から小学校3年生まで
- ・利用見込み 243名/年

4-3(2)致芳児童センター・致芳学童クラブ経営

指定管理者として児童福祉の理念に基づき健全な児童福祉の向上に努めると共に、保護者や地域との連携を密にし、多様化する保育ニーズに対応できる施設づくりを進めます。またより信頼される児童センターを目指し職員の資質の向上に努めます。

致芳児童センター

- ・入所定員 130名(4/1入所予定人数43名)
- ・受入年齢 2歳～5歳児

致芳学童クラブ

- ・入所定員 (4/1入所予定人数40名)

4-3(3)伊佐沢児童センター経営

伊佐沢児童センター

- ・入所定員 50名(4/1入所予定人数15名)
- ・受入年齢 2歳～5歳児

4-3(4)豊田児童センター・豊田学童クラブ経営

豊田児童センター

- ・入所定員 100名(4/1入所予定人数55名)
- ・受入年齢 2歳～5歳児

豊田学童クラブ

- ・入所定員 (4/1入所予定人数59名)

4-3(5) 平野児童センター・平野学童クラブ経営

平野児童センター

- ・入所定員 100名(4/1入所予定人数28名)
- ・受入年齢 2歳～5歳児

平野学童クラブ

- ・入所定員 (4/1入所予定人数46名)

4-3(6) 中央児童センター・中央学童クラブ運営

市委託事業として、小学生を対象に、中央児童センターと長井小学校の2ヶ所で学童クラブを実施し、異学年との集団生活の中で、遊びながら運動に親しむ習慣と体力増進を図り、健やかな心身育成に努めます。

- ・4/1入所予定人数177名(北学童105名・南学童72名)
- ・対象学年 小学校1年生～6年生

4-4 委託事業

4-4(1) 避難者生活相談支援事業

県社会福祉協議会の委託事業として、市内に避難されている世帯を対象に、生活支援相談員の配置により訪問・相談活動や定期的な交流会を開催します。活動を通して対象者が地域でいきいきと生活を送るための活躍の場づくりや帰還された方々の保養等の支援を行います。

- ・相談員 1名
- ・定期訪問 4回/年
- ・定期交流会 4回/年

4-4(2) 介護者教室事業

市委託事業として、在宅において介護をされている家族の方及び介護に関心のある方が、心身のリフレッシュと情報交換及び情報収集を行える場として、月1回交流会を行います。

- ・実施回数 12回/年

4-4(3) ふれあいサロン等送迎事業

市委託事業として、ミニデイサービス事業の研修等に対し福祉バスを活用し、外出支援を行います。

- ・運行見込み 440回/年 31,000km/年 利用延べ人数見込み 7,000人/年

4-4(4) ふれあいサロン事業

市委託事業として、在宅高齢者の生きがいと健康づくり活動、介護予防活動を展開し、社会的孤立感の解消と自立した生活の助長を図ります。

- ・開催日数 135日 利用延べ人数見込み 3,375人

4-5 自主事業

4-5(1) 社会福祉活動功労者顕彰事業

多年にわたり社会福祉、ボランティア活動に献身的な努力を続けられ他の模範である個人・団体等を顕彰し、福祉の高揚を図ります。

- ・表彰者数見込み 福祉功労者表彰 30団体・個人 感謝状3団体・個人

4-5(2) 福祉有償運送事業

移動に制約のある方を対象として、会員登録制をとり、福祉有償運送を行います。

4-5(3) 物品貸与事業

高齢者や障がいのある方で一時的に車イス、その他の介護用具の利用が必要な方に短期間の貸し出しを行います。地域福祉に関する啓発活動、ボランティア活動、その他福祉的活動で使用する車イス、その他の介護用具、事務機器等の貸し出しを行います。

- ・貸出見込み 車イス30回、プロジェクター・スクリーン10回 ほか

4-5(4) 長井市社会福祉法人連絡会の支援

市内社会福祉法人の連携を図るため、活動の基盤となるプラットフォームを創設し、その中で地域貢献活動として「地域における公益的取組み」についての情報交換を行い、地域課題やニーズに対し連携・協働を図れるよう取り組みます。

4-5(5) 老人クラブ連合会への支援(事務局担当)

地域社会を基盤として介護予防の一翼を担う老人クラブ活動を活発化し、相互扶助の地域づくりを図るため、会の運営及び活動について関係機関と協力し、その支援育成を行います。

- ・単位老人クラブ数24クラブ ・会員数1,148名

4-5(6) 長井市民生委員児童委員協議会連合会の事務局

地域住民の最も身近な支援者として、要援護者に対する助言援助をはじめ活動がより充実するよう、会の運営の協力を行います。

- ・民生委員・児童委員 64名
- ・主任児童委員 5名
- ・単位民協 中央地区、北部地区、南部地区民協
- ・専門部会 老人福祉部、身障福祉部、児童福祉部
- ・委員会 主任児童委員会

4-5(7) 長井・飯豊手をつなぐ育成会への支援(事務局担当)

知的障がいのある方の権利の擁護と在宅生活への支援を図るため、会員相互の連携と関係機関との協力により会の育成援助を行います。

- ・会員数31名

4-5(8) 福祉サービスの苦情解決体制の充実

福祉サービス利用者の苦情解決の窓口として、社協内各事業所に設置の苦情解決委員会を開催し体制の充実を図ります。

山形県福祉サービス運営適正化委員会と連携しながら苦情の解決制度についての周知に努めます。

4-5(9) 共同募金に関する事業(赤い羽根共同募金運動)

住民に身近な共同募金活動をめざし、市民各位のご理解とご参加を得ながら、社会福祉事業、福祉団体の助成、在宅福祉サービス活動を推進していきます。

- ・実施時期 10月～12月
- ・募金額 戸別募金 一世帯あたり470円をめぐに
法人募金 一企業あたり1,000円以上

4-5(10) 共同募金に関する事業(歳末たすけあい運動)

新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、地区長会、民生委員児童委員協議会連合会の協力により事業を実施します。

- ・実施時期 12月
- ・募金額 一世帯あたり 400円をめぐに

4-5(11)地域福祉活動計画

「ささえあう 心をつなぐ ふくしのまち ながい」を基本理念に、第三期地域福祉活動計画推進期間（令和2年度～令和6年度）の3年目として計画的、体系的に、行政・関係機関と連携しながら事業推進を行うとともに、年間の事業評価と検証を行い事業を推進していきます。

4-5(12)西置賜地方福祉連絡会議

西置賜一市三町の社会福祉協議会連絡会議活動を次のように行います。

- ・地域福祉・在宅福祉活動の連絡調整と研修、その他

4-5(13)置賜地方社会福祉協議会連絡会

置賜三市五町の社会福祉協議会で構成する置賜地方社会福祉協議会連絡会活動を次のように行います。

- ・社会福祉協議会役員、職員研修会
- ・地域福祉、在宅福祉活動の連絡調整、その他

4-5(14)組織体制の強化

地域福祉を推進する社会福祉協議会の役員・職員として、法人基本理念「みんなの力でやさしいふくしのまちづくり」及び基本方針・職員行動規範の下、より質の高い福祉サービスを提供するため資質の向上を図ります。

- ・職員の資質向上のため職員内で検討委員会をつくり、全職員を対象に業務に生かせる研修会の開催や職員のボランティア活動の推進を行います。